

土岐市幼児療育センター運営規程

第1章 事業の目的等

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人土岐市社会福祉協議会が設置する土岐市幼児療育センター(以下「事業者」という。)において実施する児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定発達支援の円滑な運営を図るとともに、障がい児及び通所決定保護者の意思及び人格を尊重し、障がい児及び通所決定保護の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針等)

第2条 事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供するものとする。

2 事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定通所支援の提供に努めるものとする。

3 事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、指定障害福祉サービスを行う者及びその他の福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業者は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 前四項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第82号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 土岐市幼児療育センター
- (2) 所在地 土岐市下石町1, 060番地 (土岐市総合福祉センター2階)

(提供する指定障害児通所支援の種類、利用定員及び主たる対象とする障害の種類)

第4条 事業者が本事業所において提供する指定障害児通所支援の種類、利用定員及び主として対象者は次のとおりとする。

指定障害児通所支援事業の種類	利用定員		利用対象者
指定児童発達支援	サービス単位A	10名	通所受給者証の交付を受けた未就学児童
	サービス単位B	10名	同上

2 事業者は、前項の利用定員を超えて【指定児童発達支援】の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(取扱方針)

- 第5条 事業者は、第2条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に
応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとな
らないよう配慮するものとする。
- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、
通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行
うものとする。
- 3 事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

- 第6条 事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第7条 事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所
が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘察し、利用申込者に係る障がい児に対
し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の
紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(指導、訓練等)

- 第8条 事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資する
よう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものとする。
- 2 事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高
めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行うものとする。
- 3 事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、
より適切に指導、訓練等を行うものとする。
- 4 事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発
達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

- 第9条 指定児童発達支援事業所において、障がい児に食事を提供するときは、その献立は、できる
限り変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状
況及び嗜好を考慮したものとする。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努
めるものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第10条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行
うものとする。
- 2 事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(健康管理)

- 第 11 条 事業者は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を、行うものとする。
- 2 前項の事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握するものとする。

児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断
定期の健康診断又は臨時の健康診断	

- 3 指定児童発達支援事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第 12 条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

- 第 13 条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 2 事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第 14 条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

- 第 15 条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 3 章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第 16 条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

- ア 事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行うものとする。

イ 事業所の管理者は、事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

次条に規定する指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務に関すること。

(3) 嘱託医 1名

(4) 保育士 3名 保育士は、発達支援事業の提供において、主に集団指導訓練を行う。

(5) 指導員 1名 指導員は、発達支援事業の提供において、主に集団指導訓練を行う。

(6) 言語聴覚士 1名 言語聴覚士は、発達支援事業の提供において、主に言語等の個別機能訓練等を行う。

（児童発達支援計画の作成等）

第 17 条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接するものとする。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付するものとする。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第 18 条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第 19 条 事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

第 4 章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第 20 条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間は、営業日の午前 9 時から午後 5 時 1 5 分までとする。

指定障害児通所支援事業の種類	利用定員		サービス提供時間
指定児童発達支援	サービス単位A	10名	午前9時から午後1時まで
	サービス単位B	10名	午後2時から午後4時まで

第 5 章 サービスの内容及び利用者から受領する費用の額

第 21 条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

(発達支援の内容)

第 22 条 指定発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の策定
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活訓練
日常生活における基本的な動作の指導に関すること。
日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
 - (イ) 集団生活適応訓練
集団生活への適応訓練に関すること。
会話、ふれあい等
 - (ウ) 創作的活動
絵画、工作、園芸等
 - (エ) 更生相談
医療、福祉、生活の相談等

(オ) 療育の指導

家族等に対する療育技術指導等

(カ) 健康相談

嘱託医による健康チェック、健康相談

(3) 摂食指導に関すること。

(受給資格の確認)

第 23 条 事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第 24 条 事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 25 条 事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障がい児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 26 条 事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録するものとする。

2 事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けるものとする。

(契約支給量の報告等)

第 27 条 事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載するものとする。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第 28 条 事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第 29 条 事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 土岐市在住者については、当分の間基準に基づいた当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の1割負担額については、市の指示があるまで当分の間無料とします。

4 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 摂食指導の提供に係る材料費 料金:1回あたり 350円

二 複写物の交付 料金:1枚につき 10円

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

7 事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第 30 条 事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第 31 条 事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知するものとする。

2 事業者は、第 27 条第 2 項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第 32 条 事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

第 6 章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第 33 条 通常の事業の実施地域は、土岐市の全域とする。

第 7 章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 34 条 サービスの提供に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 職員は、利用者又は介護者に対して、懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法については、理解しやすいように説明を行うこと。
- (2) 職員は、援助技術の進歩に対応し、適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、その障害の特性に応じたサービスの提供を行うこと。
- (4) 職員は、利用者の訓練に必要と認めるときは、その介護者も当該訓練に参加するよう説明し、その理解を得るよう努めること。
- (5) 保護者は、利用に関し土岐市総合福祉センター・ウェルフェア土岐の設置及び管理に関する条例、規則等に従い利用するものとする。

第 8 章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(緊急時等の対応)

第 35 条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 36 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 37 条 事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第9章 その他運営に関する重要事項

(連絡調整に対する協力)

第38条 事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第39条 事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供するものとする。ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
 - 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

- 第40条 事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(掲示)

第41条 事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

- 第42条 指定児童発達支援事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

- 第43条 事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 2 事業者は、広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第 44 条 事業者は、障害児相談支援事業者若しくは、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第 45 条 事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、都道府県知事等からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告するものとする。

5 事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第 46 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業者は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(記録の整備)

第 47 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存するものとする。

- 一 提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- 二 児童発達支援計画
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他)

第 48 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人土岐市社会福祉協議会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。